

【1】会員申込書兼承諾書（以下「本書」という。）
名 イルカ事務所（以下「甲」という。）宛
所在地 兵庫県尼崎市武庫元町二丁目11番16号

私（以下「乙」という。）は、乙の結婚相手候補者（以下「丙」という。）の情報提供（以下「情報提供」という。）を甲から受けるために、甲に次の（1）から（4）をメールアドレス info@marriage-param.com 宛にメール送付する方法で甲に提出し、入会金5万円を第10条に記載されている口座に送金し、これらを返還請求をしないことを約し、次の第1条から第14条の記載事項を認諾、遵守し、可及的に甲の助言に従うことを誓い、会員申込（以下「会員申込」という。）をします。

- （1）本書（作成したもの。）
- （2）【2】プロフィール（作成したもの。）
- （3）【3】身分証明書のコピー
- （4）写真

第1条 情報提供の範囲、方法は、甲の任意とし、甲が情報提供することを保証したものではない。

第2条 情報提供の内容と事実と齟齬があっても甲を免責とする。

第3条 甲は、丙を募るため、丙及びその関係者（丙の親族や仲人等）、および甲の協力者に乙の情報公開を必要に応じて適宜行うことができ、この情報公開の範囲、方法は甲の任意とする。

第4条 乙は、情報提供されたものを他に漏洩せず、丙と不縁になった時点で直ちに破棄する。

第5条 乙が男性の場合は、丙と会うときに甲、乙、丙、および乙と丙の付添人等の飲食代等が発生した場合は負担する。

第6条 乙は、乙が丙と会うことが決まったとき（本書において「決まったとき」とは日時、場所が決まったときである。）にセッティングフィーとして金2万円を甲に支払う。乙は、この日時、場所の変更を要求や反故にしたときは事由の如何を問わずセッティングフィーとは別に金4万円を甲に支払う。乙は、乙と丙が会うときに甲が立ち会うことが決まったときには金1万円と実費交通費を甲に支払う。乙は、乙と丙の婚約・結納等の立ち合いを甲がすることが決まった都度金5万円を甲に支払う。乙がこれを反故にしたときには金10万円を甲に支払う。乙は、乙と丙が結婚の約束をしたとき、または乙と丙が知り合ってから（本書において「知り合ってから」とは甲の紹介で乙が丙と最初に会ったときからである。）3か月を経過した時点で乙と丙とが不縁になっていない場合には金50万円をそれらの時点で直ちに甲に支払う。

第7条 甲は、乙を会員にふさわしくないと判断した場合は、損害を賠償する責任を負うことなく、また、その事由を説明することなく、いつでも（入会后直ちに退会させる場合もある。）任意に乙を退会させることができる。

第8条 丙の約束の反故やいかなる言動に対しても甲は一切の責任を負わず乙は甲に不服申立てをしない。

第9条 乙の会員としての有効期間は、会員申込日から2年であるが、甲が会員の更新を認め、乙が甲に更新料金5万円（更新料の全部、一部を免除する場合がある。）を支払ったときは、その時点から2年更新し、以後の更新料（更新料の全部、一部を免除される場合がある。）、更新期間、更新条件も同様とし、乙は、更新後も本書全条を承諾、遵守する。なお、乙の有効期間を経過した時点において丙と不縁でない場合には、乙は金50万円を甲に支払う。

第10条 本書に記載されている乙から甲への支払は次の口座に送金する方法とする。この送金に要する費用は乙が負担し、これに対する領収書は甲から発行せず、送金受取書等をもって代えるものとする。

口座 池田泉州銀行・西武庫出張所・普通2410241・ナカヤマヒロヤ

第11条 乙は事由の如何を問わず、乙が甲に支払ったすべての金銭の返還請求はしない。

第12条 甲は、乙に予告することなく本書の内容を任意に変更することができる。

第13条 本書に関する一切の紛争（裁判所に調停手続きを含む。）は、甲の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

第14条 本書は西暦2032年12月31日までに乙が甲に提出した分のみ有効とすること。

西暦 年 月 日

乙 住所

氏名 通称名 ㊤

生年月日 西暦 年 月 日

㊤